平成２３年（フ）第５５８号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目44番地　コーポ坂上101
債務者　井澤　　透
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６７号
兵庫県相生市旭５丁目17番51号
債務者　中村　育美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２４号
鹿児島県伊佐市菱刈川北4102番地
債務者　山口佳代子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１７８２号
さいたま市西区三橋６丁目385番地２　三橋グランハイム富士Ｄ―101号、旧住所さいたま市西区宮前町666番地21　ネオハイムＡ棟105号
債務者　高瀬　幸夫
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６４号
埼玉県川口市大字安行領家763番地　安行原住宅Ｂ303号
債務者　渡邉明日香
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７２号
さいたま市南区大字円正寺510番地５
債務者　佐川　民雄
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２１号
さいたま市西区大字土屋216番地２　杉山コーポ102
債務者　尾島摩佐美（旧姓國吉）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９３号
埼玉県上尾市大字地頭方585番地18
債務者　真船　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１６号
さいたま市見沼区大字御蔵1401番地74
債務者　笠間　一彰
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２１号
埼玉県蕨市南町４丁目25番５号　南町ハイツ302号
債務者　二谷潤一郎
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
埼玉県北本市宮内２丁目25番地　メゾン宮内101
債務者　佐藤　信彦
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
静岡県富士市元町14番17号　富士パレス506号
債務者　岡本　毬子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１号
北海道標津郡中標津町東17条南５丁目２番地
債務者　高松　直子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２号
北海道標津郡中標津町西10条北10丁目４番地
債務者　酒井　準一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第３号
岩手県宮古市五月町３番29号　生和荘２階西
債務者　石原　セン
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月30日午前11時45分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第６５８号
静岡県浜松市東区中野町405番地
債務者　飯田　光佳
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係